

ばく露作業報告対象物の主な性状、有害性及び用途の例

| | 物質名 (CAS No) | 主な性状 | 主な有害性 | 生産量(t) | 用途の例 |
|---|--|--|---|----------------------------------|---|
| 1 | エピクロロヒドリン 政令番号第 88 号 (106-89-8) | 無色液体 比重 1.2 融点 -57.2℃ 沸点 115.2℃ | 発がん性(IARC.2A)、 目に対する重篤な損 傷性/刺激性等 0.5ppm | 約 11 万トン (平成 15 年) | エポキシ樹脂、合成グリセリン、グリシジルメタ クリレート、界面活性剤、イオン交換樹脂などの 原料、繊維処理剤、溶剤、可塑剤、安定剤、殺 虫殺菌剤、医薬品原料 |
| 2 | 塩化ベンジル 政令番号第 102 号 (100-44-7) | 無色液体 比重 1.1 融点 -43.0℃ 沸点 179.3℃ | 発がん性(IARC.2A)、 目に対する重篤な損 傷性/刺激性等 1ppm | 約 1,000トン ~1 万トン (平成 13 年) | 主な用途は中間物、例として有機合成、染料 (マラカイトグリーンローザミン、キノリンレッド、 アリザリンイエローA)原料、又は中間物(N、N -ジメチルアニリン、m-ジメチルアミノフェノ ール、キナリンジ、インキノリン、ピロガロール 等)、ガソリンの重合物生成防止剤、合成タンニ ン、調剤、写真現像薬、香料、塩化ベンザルコ ニウム(殺菌性洗浄剤および柔軟剤) |
| 3 | 1,3-ブタジエン 政令番号第 474 号 (106-99-0) | 気体 比重 0.6 融点 -109℃ 沸点 -4.4℃ | 発がん性(IARC.2A)、 特定標的臓器/全身毒 性(反復ばく露)等 2ppm | 約 100 万トン (平成 12 年) | 合成ゴムの原料(SBR、NBR等)、ABS 樹脂、 ナイロン66の原料 |
| 4 | ホルムアルデヒド 政令番号第 546 号 (50-0-0) | 気体 融点 -118℃ 沸点 -19.2℃ | 発がん性(IARC.1)、 皮膚腐食性/刺激性等 0.3ppm | 約 110 万トン (平成 11 年) | 石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂原料、ポ リアセタル樹脂原料、界面活性剤、農業、消 毒剤、防腐剤、その他有機合成原料、脱臭剤 |
| 5 | 硫酸ジエチル 政令番号第 613 号 (64-67-5) | 無色液体 比重 1.2 融点 -25℃ 沸点 209℃ | 発がん性(IARC.2A)、 皮膚腐食性/刺激性等 | 約 1,000トン ~1 万トン (平成 13 年) | エチル化剤(染料原料、医薬品原料、農業原料 等)、ファインケミカル工業での使用。 |

政令番号:労働安全衛生法施行令別表第9の番号をいう。
○Oppm:ACGIH(米国産業衛生専門家会議)のTLV(ばく露限界)のことである。

IARC.1:人に対して発がん性がある。
IARC.2A:人に対しておそらく発がん性がある。

労働安全衛生規則(抜粋)

(有害物ばく露作業報告)
第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示

○厚生労働省告示第二十五号
労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に労働者を第一条各号に掲げる物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させている場合における同令第九十五条の六の規定による報告書の提出については、第二条中「その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの間」とあるのは「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間」と、「その年の六月三十日まで」とあるのは「平成十八年八月三十一日まで」とする。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等

(労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物)

第一条 労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次に掲げる物及び次に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物とする。

- 一 エピクロロヒドリン
- 二 塩化ベンジル
- 三 一・三-ブタジエン
- 四 ホルムアルデヒド
- 五 硫酸ジエチル

(有害物ばく露作業報告の対象及び期日)

第二条 事業者は、その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条各号に掲げる物の量(前条各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同条各号に掲げる物の量を含む。)が五百キログラム以上となったときは、その年の六月三十日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。ただし、当該報告書に記載する事項が、過去に同条の規定により提出された報告書に記載された事項とおおむね同一であるときは、この限りでない。

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。なお、有害物ばく露作業報告書(様式第21号の7)は都道府県労働局又は労働基準監督署で入手することができます。

有害物ばく露作業報告書の書き方

労働安全衛生規則の改正により有害物ばく露作業報告が義務付けられました

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

有害物ばく露作業報告の仕組み



